

# 桶川市職員旧姓使用取扱要綱

令和4年4月25日

市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(旧姓使用願)

第2条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用願（様式第1号）を所属長を経て人事主管課長に提出しなければならない。

2 前項の提出は、桶川市職員服務規則（昭和47年桶川市規則第10号。以下「服務規則」という。）第9条に基づく身上記録の変更に関する書類の提出とともに行うものとする。ただし、市長が適当と認めた場合は、この限りでない。

(承認)

第3条 人事主管課長は、当該職員の旧姓の使用が職務の遂行に著しい支障を生じないと判断したときは、速やかに当該職員の旧姓の使用について市長の承認を受けるものとする。

(通知)

第4条 人事主管課長は、前条で旧姓の使用を承認することとした職員（以下「旧姓使用者」という。）に旧姓使用承認通知書（様式第2号）により速やかに所属長を経て、承認する旨を通知するものとする。

(管理)

第5条 人事主管課長は、旧姓使用者台帳（様式第3号）を備え、旧姓の使用の適正な管理に努めなければならない。

(旧姓を使用できる文書等)

第6条 旧姓使用者が旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。

- (1) 職員録
- (2) 職員配置図
- (3) 回覧用紙
- (4) 事務引継書（服務規則第22条）
- (5) 事務分掌表
- (6) 名札（服務規則第8条）
- (7) 名刺
- (8) 住所・氏名等変更届
- (9) 休暇簿（服務規則第12条）（年次有給休暇簿、特別休暇（子の看護休暇及び夏季休暇を除く。）願、特別休暇（子の看護休暇用）簿、特別休暇簿（夏季休暇用）、病気休暇簿）、介護休暇簿及び介護時間休暇簿
- (10) 職務専念義務免除願（服務規則第10条）
- (11) 欠勤届
- (12) 復命書（服務規則第17条）
- (13) 時間外勤務命令（復命）書（服務規則第18条）
- (14) 週休日の振替簿
- (15) 出張票及び出張命令簿（服務規則第16条）
- (16) 起案文書（起案者、回議、文書審査、決裁の押印又はサイン）
- (17) 支出負担行為決議書（回議、合議又は決裁の押印）及び支出命令書（回議、合議又は決裁の押印）
- (18) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で所属長が認めるもの  
（旧姓使用者の義務）

第7条 旧姓使用者は、旧姓を使用するにあたっては、常に市民、職員等

に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

(中止)

第8条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を所属長を経て、人事主管課長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事主管課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要綱の施行の日から平成11年5月31日までに、所属長を経て総務課長に第2条の旧姓使用願を提出することにより旧姓の使用の承認を受けることができる。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

旧姓使用願

年 月 日

桶 川 市 長

所属名

職 名

氏 名

下記のとおり戸籍上の氏の変更後も職場において旧姓を使用したいので承認されたくお願いします。

記

- 1 使用する旧姓
- 2 変更後の戸籍上の氏
- 3 戸籍上の氏の変更年月日 年 月 日
- 4 戸籍上の氏の変更理由

様式第2号（第4条関係）

旧姓使用承認通知書

年 月 日

様

桶川市長

年 月 日付けで願い出のあった旧姓の使用については、下記  
のとおり承認したので通知します。

記

1 承認した旧姓

2 使用開始年月日 年 月 日



旧姓使用中止届

年 月 日

桶 川 市 長

所属名

職 名

氏 名

下記のとおり旧姓の使用を中止したいので届け出ます。

記

- 1 中止する旧姓
- 2 中止する理由
- 3 戸籍上の氏